

長崎市告示第 3 4 6 号

長崎市屋外広告物条例（平成 8 年長崎市条例第 3 7 号）第 1 1 条第 1 項の規定による広告物又は掲出物件に関する協定（以下「広告物協定」という。）を次のように認定したので、条例第 3 4 条の規定により告示する。

平成 1 9 年 5 月 8 日

長崎市長 田 上 富 久

広告物協定

代表者の氏名及び住所	大和リース(株)長崎営業所 所長 竹中茂雄 長崎市戸町 4 丁目 27 番 32 号
広告物協定の名称	プレスポ深堀における屋外広告物に関する協定
広告物協定地区の地名及び地番	長崎市深堀町 1 丁目 145-22 の一部、145-23、145-24、 145-4 の一部、145-25 の一部
協定地区の面積	40,486.77 m ²
広告物協定を認定する地域	別紙図面に表示する区域
広告物協定の有効期間	平成 19 年 4 月 25 日～平成 39 年 4 月 24 日



屋外広告物協定地区

